

## ○入札等監視委員会の設置に関する規程

(平成6年6月28日水公規程平成6年第27号)

最終改正 令和5年3月28日(4月1日実施)

### (通則)

第1条 独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)の発注する工事(建設工事有資格業者認定要領(水公達平成9年第5号)第3条に規定する工事をいう。以下同じ。)及び建設コンサルタント業務等(測量・コンサルタント等有資格業者認定要領(水公達平成7年第5号)第3条に規定する業種をいう。以下同じ。)に係る入札・契約手続並びに徳利行政法人水資源機構補償業務規程(水公規程昭和61年第21号)第12条に規定する補償契約に係る契約事務手続における公正の確保と透明性の向上を図るため、機構に入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (委員会の構成)

第2条 委員は、公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

ただし、建設会社等(建設業又は建設コンサルタント業務等を営む者をいう。以下同じ。)の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者、機構が行う業務の利害関係人及び機構の役員又は職員であった者に委嘱してはならない。

2 任期中に特定の建設会社等と密接な関係のある者となる場合及び機構が行う業務の利害関係人となる場合には、理事長は、速やかに委員の改任を行う。

3 委員会は、委員5人で構成する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

10 委員会は、委員の氏名及び職業を公表する。

### (委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議等を行うものとする。

一 機構が発注した工事(予定価格が250万円を超えないもの及び機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下この条において同じ。)及び建設コンサルタント業務等(予定価格が100万円を超えないもの及び機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。以下この条において同じ。)に関し、入札・契約手続の運用状況について報告を受けること。

- 二 機構が発注した工事及び建設コンサルタント業務等のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 機構が締結した補償契約に関し、契約事務手続の状況について報告を受けること。
- 四 機構が締結した補償契約のうち委員会が抽出指定したものに関し、補償契約に係る契約事務手続について審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 五 機構が発注した工事及び建設コンサルタント業務等に関し、一般競争入札(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものを除く。)、公募型指名競争入札、指名競争入札(公募型指名競争入札、公募型競争入札及び簡易公募型競争入札を除く。)、標準プロポーザル方式及び随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

(委員会の開催)

第4条 前条第1号、第2号、第3号及び第4号に係る会議(以下「定例会議」という。)は、原則として年2回開催する。

2 前条第5号に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、再苦情処理の必要に応じて開催する。

3 前2項に規定する会議は非公開とし、審議の概要は、これを公表する。

(会議の招集及び議決)

第4条の2 定例会議及び再苦情処理会議は、委員長が召集する。

2 定例会議及び再苦情処理会議は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

3 定例会議及び再苦情処理会議の議事は、出席委員の過半数により決することとし、可否同数のときは、委員長が決する。

(持回り会議)

第4条の3 委員長は、急を要すると認められるときであって、再苦情処理会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

2 この場合において、委員長は、次回の定例会議においてその結果を報告する。

(抽出事務の委任)

第4条の4 委員会は、第3条第2号及び第4号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「指定委員」という。)に委任することができる。

(抽出の方法)

第4条の5 第3条第2号の抽出は、入札方式別発注工事一覧表(別記様式第1の1及び第1の2)及び入札方式別建設コンサルタント業務等一覧表(別記様式第1の3及び第1の4)から、入札方式別ごとに、事前は無作為抽出の方法その他指定委員が審議内容に照らして適正と認める方法により行う。

2 第3条第4号の抽出は、補償契約一覧表(別記様式第1の5)から事前に無作為抽出の方法により行う。

(定例会議への報告等)

第4条の6 定例会議への報告は、次に掲げる資料を提出して行う。

一 1回目の定例会議では前事業年度の下半期、2回目の定例会議では当事業年度の上半期における入札方式別発注工事等一覧表及び入札方式別建設コンサルタント業務等一覧表

二 前号に規定する期間における停止状況一覧表(別記様式第2)

三 第1号に規定する期間における談合情報等の対応状況資料

四 第1号に規定する期間における補償契約一覧表

2 前項の報告は、指定委員が第3条第2号及び第4号の抽出の結果について行った後、機構が抽出案件に係る次に掲げる事項についての説明を行う方法による。

一 競争参加資格の設定の考え方

二 指名競争入札の指名業者選定の考え方

三 随意契約の相手方の決定の考え方

四 補償契約に係る契約事務手続

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、定例会議の結果に基づき、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合は、その内容を公表する。

(再苦情処理会議)

第6条 理事長は、再苦情の申立てがあったときは、委員会に再苦情処理会議の開催を求め、審議を依頼する。この場合において、委員長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、再苦情の申立後7日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始等の休業日(以下「休日」という。)を含まない。)に、専決により申立てを却下することができる。

2 理事長は、前項の申立却下の決定を受けたときは、再苦情申立者に対し、速やかに却下の通知を行う。

3 理事長は、前項の通知を行ったときは、再苦情申立書(別記様式第3)及び却下の通知書を閲覧による方法により、速やかに公表する。

4 委員会は、第1項の審議の結果に基づいて意見書を作成し、理事長に報告するとともに、これを公表する。

5 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(再苦情の処理)

第6条の2 理事長は、再苦情処理会議の審議の結果について報告を受けた日から7日以内(休日を含まない。)を目途に、申立者に対してその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときはその理由を、申立てが認められたときは契約職等が講じようとする措置の概要を、それぞれ、明らかにする。

2 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。ただし、申立者から入札・契約手続の執行の停止について申出がなされたときは、理事長は、委員会の意見を聴く。

3 理事長は、第1項の回答を行ったときは、再苦情申立書及び回答書を閲覧による方法により、速やかに公表する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第3条第2号又は第5号の事務に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係を有する議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条各号に規定する事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、用地管財部用地補償課及び技術管理室契約企画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定め、併せてその内容を公表する。